一般社団法人　栃木県作業療法士会

賛助会員規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人栃木県作業療法士会（以下、「本会」という）定款第6条に基づく賛助会員について、その入退会、会費、特典等について定めることを目的とする。

（資格）

第２条　本会の目的に賛同し、これを援助するために本会に入会する個人及び法人、又は団体組織等を賛助会員とする。

（入会）

第３条　本会の賛助会員となるためには、定款施行規則別記第2号様式の賛助会員入会申込書を本会会長に提出し、本会理事会の承認を経なければならない。

２　本会ホームページ上で、この様式と同一の入力項目のフォームから入会を申し込み

できるものとする。その場合、個人賛助会員には簡単な略歴を、法人の賛助会員には会

社案内及び会社の定款等を提出するものとする。

３　理事会の承認を経た個人及び法人、又は団体組織等は、本会の請求に応じて、第４条に示す会費を支払うこととし、この入金の確認をもって賛助会員の資格を取得するものとする。

（会費）

第４条　賛助会員の会費は、年額２万円（１口２万円）とする。

２　会費の納入は原則として前年度末までに全納するものとする。年度途中の入会においては、この限りではない。

３　年度途中の入会においても会費は同額とする。

（特典）

第５条　賛助会員に対する特典は以下のとおりとする。

　１）本会ホームページに、求人広告を3か月間無料で掲載することができる。無料で掲載できる期間は、1年度に1回とする。

２）本会が単独で主催する学会の学術誌や会報誌に賛助会員が作成した広告を３割引きの金額で掲載することができる。ただし広告の内容は、学会長または本会会長の承認が必要である。

３）本会が単独で主催する学会・研修会において、展示設備がある場合に２割引きの金額で優先的に展示場所を提供する。展示にかかる設営費用や撤去費用等は、当該賛助会員の負担とする。

４）希望により、本会ホームページの賛助会員一覧に掲載し、リンクを貼ることができる。ただしリンク許可については本会理事会の判断を要することとする。

（退会）

第６条　賛助会員の退会は、定款施行規則第6条1項に準ずるものとし別記第3号様式の3の賛助会員退会届を本会会長に提出することによるものとする。本会ホームページ上で手続きできるものとする。ただし、既に納入された会費は返納しない。

２　正当な理由なくして納入期日までに会費を納入しないとき。

（会員資格の喪失）

第７条　賛助会員が、故意・過失に問わず以下の行為を行ったとき、又は本会の目的に反する行為を行ったとき、会員資格を喪失するものとする。その場合、納入された当該年度の会費は返納しない。

１）会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為

２）他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為

３）不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為

４）本会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為

５）賛助会員として知り得た本会の非公開情報等を公開又は使用する行為

６）その他、本会理事会が不適切と判断する行為

（規程の変更）

第８条　この規程の変更は、本会理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成26年7月1日から施行する。
2. この規程は、令和7年4月1日から改正し、施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賛助会員特典 | 費用 | 期間 | 備考 |
| 本会ホームページに求人広告掲載 | 無料 | ３か月 | ・1年度に1回のみ無料で掲載 |
| 本会ホームページの賛助会員一覧に掲載 | 無料 | 当該年度 | ・賛助会員一覧に、リンクを貼る。・リンク許可は、理事会の判断 |
| 本会が単独主催の学会学術誌、会報誌への広告掲載 | ３割引き | なし | ・広告の内容は学会長又は本会会長の承認が必要 |
| 本会が単独主催の学会・研修会時の展示場所提供 | ２割引き | 学会・研修会日 | ・優先的に展示場所を提供・展示にかかる設営費用や撤去費用等は、賛助会員の負担 |